

投票できる人・できない人(中央区市議補選)

令和8年10月25日執行 新潟市議会議員中央区選挙区補欠選挙 (告示日10月16日、登録基準日10月15日)

選挙期日 10月25日(日) 期日前投票期間 10月17日(土)～10月24日(土)

住所を変えていない人 (※登録基準日(10月15日)までに引き続き3か月以上新潟市内に住所を有していること。)	平成20年10月26日までに生まれた人		投票できる
	平成20年10月27日以後に生まれた人		投票できない
最近住所を変えた人 (平成20年10月26日までに生まれた人)	市外から転入した人	令和8年7月15日までに転入の届出をした人	投票できる ※ただし、登録基準日(10月15日)までに引き続き3か月以上新潟市内に住所を有していること。
		令和8年7月16日以後に転入の届出をした人	投票できない
	市内で住所を移した人	令和8年9月18日までに中央区への転居届出をした人	投票できる 投票場所は転居後の住所地の投票所となる
		令和8年9月19日以後に転居の届出をした人	・転居前の住所が中央区であれば転居前の住所地で投票できる。 ・転居前の住所が中央区以外であれば投票できない。
	市外へ転出した人	投票できない(ただし、選挙人名簿に登録されている人は、転出(予定)日までは期日前投票ができる。)	

期日前投票について

- (1) 選挙の当日、都合により投票所に行けずと見込まれる人は、新潟市長選挙の告示日の翌日(10月17日)から選挙の期日の前日(10月24日)までの間、決められた期日前投票所で投票することができます。
※ 一部の期日前投票所では、期間を短縮しています。(「新潟市長選挙における各行政区の期日前投票所及び開設期間等の一覧」をご参照ください。)
- (2) 期日前投票は、行政区ごとに受付を行います。異なる行政区の期日前投票所では、投票できませんのでご注意ください。(郵送しました投票所入場券の内側の「期日前投票のご案内」欄に記載された期日前投票所へお出かけください。)

不在者投票について

選挙人が一定の事由に該当すると見込まれる場合、例外として選挙当日の前にあらかじめ投票することができる制度。告示日の翌日(10月17日)から選挙の期日の前日(10月24日)まで行うことができます。(ただし、選挙人が事前に名簿登録地の選挙管理委員会まで投票用紙を請求する必要があり、請求できる期間も不在者投票の種類により違いがあるので注意してください。)

◆不在者投票の種類と対象者は次のとおり。

- (1) 指定病院等での不在者投票…都道府県選挙管理委員会の指定した病院、施設等に入院(入所)中の人
- (2) 名簿登録地以外の市町村選管での不在者投票…選挙期間中、出張などで他市区町村に滞在中の人
- (3) 郵便等による不在者投票…公選法施行令59条の2に規定する身体障がい等のある人(郵便等投票証明書が必要)
- (4) 選挙権未取得者の不在者投票…期日前投票をしようとする日には選挙権がまだないが、選挙期日には選挙権がある人
- (5) 船員の不在者投票…船員

※手続きに時間がかかるものがございますので、お早目に名簿登録地の選挙管理委員会までお問い合わせください。

新潟市議会議員中央区選挙区補欠選挙における各行政区の期日前投票所及び開設期間等の一覧

行政区	期日前投票所		開設期間	開設時間	左の期日前投票所で投票できる人 (行政区に属する投票区)
	名 称	所在地			
中央区	中央区役所(NEXT21)	中央区西堀通6-866	10月17日(土)から 10月24日(土)まで	午前8時30分から 午後8時00分まで	中央区の投票区に登録されている人 (第3001投票区～第3031投票区)
	中央区役所東出張所	中央区蒲原町7-1			
	中央区役所南出張所	中央区新和3-3-1			
	東区役所石山出張所	東区石山1-1-12			

※期日前投票期間

期間
10月17日(土)から 10月24日(土)まで (8日間実施)